



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1 か月 2,200 円

目 次（*については県法規集掲載事項）

○ 規則

*34 和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則
(総務学事課)

*35 和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する
規則 (")

○ 教育委員会規則

*16 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委
員会規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

*8 書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改
正する規則

*9 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規
則

*10 和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信
の技術の利用に関する規則

*11 和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正
する規則

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次
のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第
92号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第 10 条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に 記 載 され た 公文書の名称等	
開 示 請 求 を 拒 否 する 理 由	
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に 記 載 さ れ た 公文書の名称等	
開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 を 保 有 して いない 理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第13号様式を次のように改める。

公文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

反対意見書を
提出した第三者 様

和歌山県知事



(あなた、貴団体等) から 年 月 日付けで「公文書の開示に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山県情報公開条例第15条第3項の規定に基づき通知します。

開示決定した 公文書の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する
規則

和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規
則第90号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

別記第4号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、和歌山県個人情報保護条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
開示する保有 個人情報の 個人情報取扱 事務の目的	
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の 方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 複写機により用紙に複写したもの ☐ その他（ ）
担当課室等	班（係） 電話番号（ ） - 内線

注

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、開示決定を受けた者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出して下さい。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報と和歌山県個人情報保護条例第34条第1項各号に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に和歌山県知事に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

別記第5号様式 (第6条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年、月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、和歌山県個人情報保護条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内容	
開示する保有 個人情報の 個人情報取扱 事務の目的	
開示の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分
開示の場所	
開示の実施の 方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 ☐ 複写機により用紙に複写したもの ☐ その他（ ）
開示しない 部分	
上記部分を 開示しない理由	条例第 条第 号該当 （該当する理由）
担当課室等	班（係） 電話番号（ ） — 内 線

注

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、開示決定を受けた者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出して下さい。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報と和歌山県個人情報保護条例第34条第1項各号に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に和歌山県知事に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 保有個人情報の内容	
非開示とした理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第20条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有個人情報 開示請求書に 記載された 保有個人情 報の内容等	
開示請求を拒否 する理由	
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第8号様式(第6条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の開示請求について、和歌山県個人情報保護条例第21条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有個人情報 開示請求書に 記載された 保有個人情報の 内容等	
開示請求に係る 保有個人情報を 保有していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
担当課室等	班(係) 電話番号 () - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式を次のように改める。

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 年 月 号 日

反対意見書を
提出した第三者 様

和歌山県知事



(あなた、貴団体等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山県個人情報保護条例第23条第2項の規定に基づき通知します。

開 示 決 定 し た 保有個人情報の内容	
開示することとした理由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第14号様式及び別記第15号様式を次のように改める。

保有個人情報部分訂正決定通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、和歌山県個人情報保護条例第31条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂正をしない 部分	
上 記 部 分 を 訂正しない理由	
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第15号様式 (第13条関係)

保有個人情報非訂正決定通知書

第 年 月 号 日

訂正請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求について、和歌山県個人情報保護条例第31条第2項の規定に基づき、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第20号様式及び別記第21号様式を次のように改める。

保有個人情報部分利用停止決定通知書

第 年 月 日

利用停止請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、和歌山県個人情報保護条例第37条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止をしない部分	
上記部分を利用停止しない理由	
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第21号様式(第17条関係)

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

利用停止請求者 様

和歌山県知事



年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求について、和歌山県個人情報保護条例第37条第2項の規定に基づき、次のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止を しない理由	
担当課室等	班(係) 電話番号() - 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成13年和歌山県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第4号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 号 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会 印

年 月 日付で請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 複写機により用紙に複写したもの ☐ その他 ()
開示しない部分	
上記部分を開示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

注

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課室等へ連絡してください。

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
非開示とした 理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内線
備考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第6号様式(第3条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第10条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に記載された 公文書の名称等	
開示請求を拒否 する理由	
担当課室等	班(係) 電話番号() ー 内線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第 7 号様式 (第 3 条関係)

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

開示請求者 様

和歌山県教育委員会



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

公文書開示請求書 に 記 載 さ れ た 公文書の名称等	
開示請求に係る 公文書を保有 していない理由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
担 当 課 室 等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第11号様式の別紙及び別記第12号様式の別紙中「殿」を
「様」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第 13 号様式 (第 7 条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

反対意見書を
提出した第三者 様

和歌山県教育委員会 印

(あなた、貴団体等) から 年 月 日付で「公文書の開示に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山県情報公開条例第 15 条第 3 項の規定に基づき通知します。

開示決定した 公文書の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課室等	班 (係) 電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県教育委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第15号様式及び別記第17号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部を改正する規則

書面で不利益処分をする場合に関する規則（平成8年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記第1号様式」を「別記様式第1号」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記様式第2号」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

第	号
不利益処分決定通知書	
年 月 日	
殿	
印	
あなたの について、下記のとおり処分を決定したから通知します。	
記	
1	根拠規定
2	処分内容
3	処分理由
(教示)	

備考

1 教示欄については、行政手続法第27条第2項の規定により異義申立てができない場合を除き、次に掲げる教示例に準じて教示事項を記載すること。

- (1) 処分に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求（異義申立て）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示例

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求（異議申立て）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- (2) 法律に処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合の教示例

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求（異議申立て）の判決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。

なお、この処分についての取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することはできませんが、①審査請求（異議申立て）があった日から 3 か月を経過しても判決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (3) 法律に処分についての審査請求に対する判決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合の教示例

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）

また、この処分については、この処分に対する審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）に対してのみ取消しの訴えを提起することができます（なお、判決（決定）の通知を受けた日から起算して 6 か月以内であっても、判決（決定）の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記第2号様式中「別記第2号様式」を「別記様式第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第9号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第8号まで及び別記様式第11号の規定中「昭和」を削る。

別記様式第12号から別記様式第14号までを次のように改める。

別記様式第12号 (第14条関係)

第	号
品 触 解 除 通 知 書	
年 月 日	
住 所	
営業所	
氏名又は名称	殿
警察署長 印	
年 月 日第	号による品触の解除を通知します。

別記様式第13号 (第15条関係)

第	号
保 管 命 令 書	
年 月 日	
住所	
営業所	
氏名又は名称	殿

警察署長 印

下記の金属くずは、 年 月 日まで金属くず業条例第16条の規定により保管を命じます。

金属くずの品目	特徴	数量
理由		

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

受 領 書

一 金属くず保管命令書（第 号）1通

ただし、 点に対する 日間の保管命令

上記の保管命令書を確認に受領しました。

年 月 日

警察署長 殿

営業者 氏 名 印

別記様式第14号 (第15条関係)

第 号

保 管 命 令 解 除 通 知 書

年 月 日

住 所

営業所

氏名又は名称 殿

警察署長 印

年 月 日第 号による保管命令の解除を通知します。

別記様式第15号中「昭和」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、公安委員会等に対して行い、又は公安委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 公安委員会等 公安委員会、警察本部長若しくは警察本部長に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で公安委員会等が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公安委員会等が定める電子証明書

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項で定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項を、同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機（公安委員会等が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。）から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する申請等については、この限りではない。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は記載されている事項（次項において「添付事項」という。）を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出した場合は、この限りでない。

5 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力する場合は、公安委員会等が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

6 他の規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものも含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

7 公安委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電子情報処理組織による縦覧等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用す

る方法、当該縦覧等を行う公安委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電子情報処理組織による作成等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称等を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。)及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会等が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

条例等名	規定
和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)	第6条第1項
和歌山県警察の情報の公開に関する規則(平成13年和歌山県公安委員会規則第9号)	第14条第2項

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県警察の情報の公開に関する規則(平成13年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第4号(第3条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示について、和歌山県情報公開条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の名称	() 年度
開示の日時	年 月 日(午前・午後) 時 分
開示の場所	
開示の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 2 フィルム又は電磁的記録の場合 ☐ 閲覧 ☐ 聴取 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 複写機により用紙に複写したもの ☐ その他 ())

開示しない 部分	
上記部分を開 示しない理由	条例第 条第 号該当 (該当する理由)
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第5号（第3条関係）

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

様



年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

非開示決定した 公文書の名称	() 年度
-------------------	--------

非開示とした理由	条例第 条第 号該当 （該当する理由）
担当所属	電話番号（ ） — 内線
備考	

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第6号（第3条関係）

公文書非開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第10条の規定に基づき、開示請求を拒否するので、同条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

--	--

公文書開示請求書 に 記 載 され た 公 文 書 の 名 称 等	
開 示 請 求 を 拒 否 す る 理 由	
担 当 所 属	電話番号 () — 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第7号（第3条関係）

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けの公文書の開示請求について、和歌山県情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

--	--

公文書開示請求書 に 記 載 さ れ た 公 文 書 の 名 称 等	
開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 を 保 有 し て い な い 理 由	1 作成又は取得していないため 2 保存期間経過による廃棄のため 3 その他 ()
担 当 所 属	電話番号 () — 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第13号を次のように改める。

別記様式第 13 号 (第 7 条関係)

公文書の開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

印

(あなた、貴団体等) から 年 月 日付で「公文書の開示に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示決定しましたので、和歌山県情報公開条例第 15 条第 3 項の規定に基づき通知します。

開示決定した 公文書の名称	
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当 所 属	電話番号 () - 内 線

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県公安委員会に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に不服申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。